

日常費用支払代行契約書

様（以下、「利用者」といいます。）と社会福祉法人小石原福祉会 特別養護老人ホーム清和園（以下「事業者」といいます。）は、利用者の施設入所に際し、事業者が利用者に対して行う日常費用支払代行について次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

- 1 この契約は、事業者の施設に入所される方で、自らの手による日常生活に必要な金銭の管理等が困難な方の財産の保全と管理を適切にすることを目的として、締結するものです。
- 2 前項に定める日常生活に必要な金銭管理等以外の財産の管理（処分を含みます。）、運用が必要な方は、この契約を利用することはできません。
- 3 事業者は、利用者に対して、この契約書に記載されている日常費用支払代行サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約の期間）

この契約の期間は、令和 年 月 日より1年間とします。ただし、利用者又は事業者から解約の申し出がないときは、この契約と同一の内容で自動更新とします。

第3条（サービスの内容）

事業者が利用者に対して提供する日常費用支払代行サービスの内容は次のとおりとします。

- ① 介護保険利用者負担金等の引出し及び支払、国民健康保険税等の支払
その他諸税の支払、医療費の支払、
- ② 年金・恩給の受け取り、預入
- ③ 小遣いの引出し、預入
- ④ 衣服費等の引出し及び支払
- ⑤ 入出金証票等の保管
- ⑥ 毎月の収支状況（残高一覧表、通帳残高表）の作成
- ⑦ 三半期毎（4カ月に1回）の報告

第4条（保管）

利用者は、事業者に対し、次の書類及び印鑑並びに小額の金銭を預けることができます。この場合、利用者は事業者に対し預り金等保管依頼書を提出し、事業者は利用者に対し預り金等預り証を提出し、これらの書類はこの契約の一部となります。

- 一 預貯金通帳
- 二 銀行印
- 三 小額の金銭
- 四 その他乙が適当と認めたもの

第5条（金銭出納）

- 1 利用者は事業者に対し、日常的な生活費用及び利用者の申し出た事項に関する金銭出納管理を委託することができます。この場合、利用者の預かった現金は小額の金銭を除き、すべて甲名義の預貯金で保管したうえで、別紙「預り金等管理規程」に記載された手続、方法により、出納管理します。
- 2 事業者は出納管理にあたり、責任者を選任します。その他、事業者の出納管理体制は、別紙「預り金等管理規程」に記載のとおりです。
- 3 利用者は事業者に対し、第1項の金銭出納管理をするに必要な代理権を与えるものとします。その代理権の内容は、別紙「委任状」に記載あるとおりです。
- 4 事業者は、利用者または利用者の指定する報告受領者に対し、書面により、金銭出納の報告をします。
- 5 利用者及び法令により権限のある者は、事業者に対し、いつにても金銭出納の記録の提出を求めることができ、事業者は速やかに記録の提示をします。

第6条（サービスの料金）

- 1 利用者はサービスの対価として【サービスの利用料金表】に定める料金を翌月末日までに口座振替・振込・現金支払の方法で支払います。
- 2 事業者は、利用者から料金の支払を受けたときは必要に応じ領収書を発行します。

第7条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して（1週間の予告をおいて）文書で通知することにより、この契約を解約することができる。
- 2 事業者は、利用者がこの契約に基づくサービス利用料金の支払を正当な理由なく1ヶ月以上遅滞し、料金を支払うよう文書で催告したにもかかわらず

- 2週間以内に支払いがない場合には、この契約を解約することができます。
- 3 事業者は、次の場合には、この契約を解約することができます。この場合、事業者は利用者の生活にふさわしい他の援助を利用できるように努めます。
- 一 利用者の意思が確認できず、事業者が管理するのに不相当と認められるとき。
 - 二 利用者が他の介護施設への入所が決まり、その施設の側で受け入れることができる状態になったとき。

第8条（当然終了）

次の各号の一に該当するときは、この契約は当然に終了します。

- 一 利用者が死亡または破産開始決定を受けたとき
- 二 利用者が退所したとき
- 三 利用者が破産開始決定を受けたとき
- 四 利用者と事業者の間の施設サービス利用契約が終了したとき

第9条（財産等の返還）

- 1 この契約が終了したときは、事業者は、利用者の財産の保全、管理に不相当と認める特別の事情がない限り、速やかに、利用者又は利用者の指定する返還物受取人に対し保管物を返還します。
- 2 この契約が終了したにもかかわらず、利用者又は利用者の指定する返還物受取人が保管物を受領しない場合、あるいは利用者の死亡等により利用者に保管物の返還ができない場合でかつ返還物受取人が保管物を受領しない場合は、事業者は、利用者の財産を現に保管している者に保管物を返還するものとします。
- 3 事業者は、この契約が継続している限りは、利用者以外には保管物の返還は致しません。

第10条（終了時の報告）

この契約が終了したときは、事業者は速やかに、利用者又は報告受領者に対し、金銭出納の報告書を提出します

第11条（秘密保持）

事業者及び事業者の職員は、業務上知りえた利用者等の秘密及び個人情報を正当な理由なく漏らしません。

第12条（個人情報の取り扱い）

利用者は、事業者が、以下の目的のため、この契約書の記載内容及び財産管理の経過等の利用者の個人情報を利用することを承諾します。

- (1) この契約の実施のため
- (2) 利用者の会計、経理処理のため
- (3) 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- (4) 日常費用支払代行サービスの向上のため
- (5) 利用者の福祉サービス、日常費用支払代行サービス業務の維持、改善のため
- (6) 第三者評価機関及び審査機関に対する情報提供のため
- (7) 監督省庁に対する届出・報告等のため

第13条（損害賠償）

事業者がこの契約に基づく管理を怠って利用者に損害を与えた場合、速やかに損害を賠償します。ただし、事業者が十分に注意したにもかかわらず生じた損害については賠償しません。

第14条（契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項については、令和 年 月 日付施設サービス利用契約書を援用するほか、事業者は利用者と協議のうえ、誠実に対処します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとする。

契約締結日

令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

事業者名 社会福祉法人小石原福祉会 特別養護老人ホーム清和園
住 所 福岡県朝倉郡東峰村大字小石原708番地13
代表者氏名 理事長 植高千代美 印

利用者

私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解しました。

.....氏 名 印

代理人（署名代行者又は法定代理人）

私は、以下の理由により甲に代わり署名を行いました。

住 所

氏 名 印 続柄

電話番号

理 由

ただし、代理人については法定代理人又は同居の家族及び第二親等以内の親族とさせていただきます。

報告受領者

（いずれかにチェック）

住 所

氏 名

連絡先

甲との関係

身元引受人に同じ

返還物受取人

（いずれかにチェック）

住 所

氏 名

連絡先

甲との関係

身元引受人に同じ

報告受領者に同じ

立会者署名欄

氏名 関係

氏名 関係

日常費用支払代行契約書

社会福祉法人 小石原福社会

特別養護老人ホーム 清和園